

中小企業・小規模事業者のみなさまの

# 事業承継を サポートします

中小企業  
診断士

中小企業・  
小規模事業者

- 事業承継に関するアドバイス
- 事業承継計画策定支援
- 事業承継に伴う資金調達のご相談

連携

栃木県  
信用保証協会

事業承継準備はいつから行えばいいの？

後継者への事業承継を円滑に行いたい

後継者がいないが、どうしたら良いの？

中小企業のみなさまの  
**事業承継**に関するご相談を  
栃木県信用保証協会がお受けします！



©光プロダクション

中小企業診断士を**無料**で派遣し、お客様の事業承継に関する課題の解決を後押しします。

- ①事業承継に関するアドバイス 原則2回以内
- ②事業承継計画策定支援 原則5回以内

※①と②の合計で5回が上限となります。

# 事業承継専用の保証制度で 資金調達をサポート!



## 経営承継関連保証

	会社	個人事業主	対象資金
資金使途	●		議決権株式の取得資金
	●	●	事業用資産等の取得資金
		●	事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金
		●	他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金又は事業用資産等の返済義務を免れるための価格弁償資金
	●	●	運転資金
保証限度額	2億8,000万円(普通保証2億円、無担保保証8,000万円(特別小口保証1,250万円含む))		
保証期間	(運転) 10年以内 (設備) 15年以内	保証料率	年0.45%~1.90% 特別小口保証0.80%
返済方法	一括返済又は分割返済	融資利率	金融機関所定
担保・保証人	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人代表者 以外は不要	添付書類	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく都道府県知事の認定書

## 事業承継支援資金(栃木県制度融資)

	I. 経営承継関連	II. M&A関連
資金使途	次に掲げる運転資金又は設備資金 ・事業承継計画の策定資金 ・議決権株式の取得資金 ・事業用資産等の取得資金 ・事業承継計画の実施に係る経費	次に掲げる設備資金 ・M&A(合併、営業譲渡、株式取得)による事業資産及び経営権の取得資金 ・M&A実施後2年以内に行う機械又は建物の取得(建物の新築、増改築、改装を含む。)資金 ※投機・転貸を目的とした株式取得資金については対象外となります。
融資限度額	1億円(うち運転資金2,000万円)	1億円
融資期間	(運転)5年以内 (設備)10年以内	10年以内
融資利率	年2.2%以内 ※保証協会の保証を付す場合	年1.9%以内(責任共有制度対象) 年1.7%以内(責任共有制度対象外)
保証料率	0.45%~1.40%(責任共有制度対象)	0.50%~1.60%(責任共有制度対象外)
返済方法	金融機関所定	
担保・保証人	金融機関及び保証協会所定	



明日をひらく中小企業とともに  
**栃木県信用保証協会**

本所  
**TEL.028-635-2195**  
〒320-8618 宇都宮市中央3丁目1番4号  
栃木県産業会館

足利支所  
**TEL.0284-70-6339**  
〒326-0821 足利市南町4254番地1  
ニューミヤコホテル足利本館